

2020年（令和2年）6月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）5月22日付けで諮問（第1014号）された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯

本市の建築物の耐震化促進に当たっては、藤沢市耐震改修促進計画（以下「本市促進計画」という。）に基づき、木造住宅、分譲マンション及び耐震診断を義務付けた緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修工事に対する補助制度を設け、耐震化を進めてきている状況である。

この補助制度の実施に当たっては、家屋所有者に対し、耐震化達成状況の進捗管理並びに耐震化に関する指導、助言等を行う必要があることから、市内全域の病院、店舗、旅館といった不特定多数の者が利用する建築物や、学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する一定規模の建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第14条第1号に規定する建築物。以下「法第14条第1号建築物」という。）を対象とする法第14条第1号建築物台帳並びに地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する緊急輸送道路、避難路及び津波避難路沿道の通行を妨げるおそれのある建築物（法第14条第3号に規定する建築物。以下「法第14条第3号建築物」という。）を対象とする法第14条第3号建築物台帳を作成している。なお、これらの台帳には建築物の所在地、用途、規模、新耐震基準以前、以降等の項目が記載されている。

平成27年度に行った法第14条第1号建築物台帳及び法第14条第3号建築物台帳の作成に当たっては、対象建築物が市内全域に存在することから、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報である建築物の所在地、用途、規模、新耐震基準以前、以降等の文字情報並びに建築物の位置を地図上にプロットするための家屋棟番号図を利用した。これらの情報の利用については、2015年（平成27年）3月12日付けで藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）から答申（第720号）を受けている。なお、これまで調査のために収集した、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報である建築物の所在地、用途、規模、新耐震基準以前、以降といった文字情報については、業務の終了時点で消去し、家屋棟番号図は資産税課に返却している。

本市促進計画の計画期間は令和2年度までとしていることから、令和2年度に実施する改定に合わせ、法第14条第1号建築物台帳及び法第14条第3号建築物台帳を更新するため、2015年（平成27年）以降に新築された建築物の追加、解体された建築物の削除、用途が変更された建築物の情報の更新及び2019年（平成31年）に政令が改正されたことにより対象となった建築物に附属する組積造の塀の情報の追加を行うことから、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報並びにそれに関連した家屋棟番号図を利用することが必要となる。

以上のことから、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理を行うことについて、審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 本人以外のものから収集する個人情報の項目

(ア) 家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報（電子情報）

a 所在地番

b 種類（現況）

- c 用途（現況）
- d 構造（現況）
- e 階数（現況）
- f 1階床面積（現況）
- g 延床面積（現況）
- h 建築年月
- i 棟番号
- j 新築・増築の別（新增コード）
- k 棟数コード
- l 区分所有家屋情報（区分コード）
- m 区分建物番号

(イ) 税務地図（紙媒体）

家屋棟番号図

イ 個人情報をも本人以外のものから収集することの必要性

今回の調査において収集する個人情報は、約46,750件が対象である。約46,750件にもおよぶ建築物の情報を本人から収集する場合には、時間、労力及び費用を莫大に費やすこととなることから、事務処理の効率性を著しく損ねないように、資産税課が保有する家屋課税台帳等の情報を収集する必要がある。

ウ 情報の抽出条件とデータ件数

(ア) 法第14条第1号建築物台帳更新のための情報抽出条件とデータ件数

市内全域の建築物に対し、延床面積が1,000㎡以上のものに絞り、「2 実施機関の説明要旨」(2)ア(ア)の個人情報項目を抽出する。ただし、用途が幼稚園又は保育所の場合については、500㎡以上のものを抽出する。なお、データ件数は約1,750件である。

(イ) 法第14条第3号建築物台帳更新のための情報抽出条件とデータ件数

緊急輸送道路、避難路及び津波避難路沿道に敷地が接する建築年月が1981年（昭和56年）5月以前の建築物に絞り、「2 実施機関の説明要旨」(2)ア(ア)の個人情報項目を抽出する。なお、データ件数は約45,000件である。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

今回必要となる個人情報のデータ件数は約46,750件であり、通知すべき相手が多数である。通知する費用及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前の本人通知を省略する。

なお、建築物の所有者に対しては、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び家屋棟番号図から家屋の状況、用途等の個人情報を収集し利用する旨を広報ふじさわに掲載し、事前に周知する。

(4) コンピュータ処理について

ア 処理概要

今回必要となる個人情報、資産税課で保有する家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び家屋棟番号図である。家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報は、IT推進課がCSVデータで抽出し、データの暗号化を行った上で記録媒体に記録したものを利用する。家屋棟番号図は紙媒体で整備されているものを利用する。

受託者に記録媒体及び家屋棟番号図を引き渡し、受託者は「2 実施機関の説明要旨」(2)ア(ア)の情報から項目を分析し、分析結果の地図上へのプロットを行い、「2 実施機関の説明要旨」(2)ア(イ)の情報から家屋棟番号を地図上へのプロットを行う。

受託者からの納品データは、耐震化が必要な建築物が特定された法第14条第1号建築物台帳(Excel形式)及び地図台帳(Shapeファイル形式)、法第14条第3号建築物台帳(Excel形式)及び地図台帳(Shapeファイル形式)であり、いずれもCD-Rにて納品される。

地図台帳については、都市計画基本図データに、耐震化が必要な建築物をプロットしたレイヤが重ねられており、建築指導課の職員用管理端末である建築まちづくりGISシステムに搭載し、建築指導課の職員が閲覧及び編集をできるようにする。

また、法第14条第1号建築物台帳及び法第14条第3号建築物台帳については、建築指導課内のポータルパソコン及び建築まちづくりGISシステムを利用し、権限が与えられた建築指導課の職員が閲覧及び編集を行う。

イ コンピュータ処理を行う必要性

今回必要となる個人情報は、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報の中からCSVデータで抽出した「2 実施機関の説明要旨」(2)ア(ア)の情報から項目を分析し、分析結果の地図上へのプロットを行う。これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑であり、分析及び集計を迅速に、かつ正確に行うため、コンピュータ処理が必要となる。

ウ コンピュータ処理を行う個人情報

「2 実施機関の説明要旨」(2)アのとおりである。

エ 安全対策

情報管理における安全対策及び日常的な処理体制については、次のとおり個人情報の保護に努めるものである。

(ア) 本市の安全対策

a 資産税課から提供されるデータについては、IT推進課にて抽出作業を行い、データの暗号化を行った上で記録媒体に記録し、建築指導課に引き渡す。

b 記録媒体及び家屋棟番号図の受渡しについては、受け渡し簿を作成する。記録媒体は、IT推進課と建築指導課双方で

確認し、家屋棟番号図は、資産税課と建築指導課双方で確認し、紛失することのないよう専用ケース等に収納し、複数人で運搬する。

- c CD-R上の納品データを建築まちづくりGISシステム自体のハードディスクへコピーしない。
- d 記録媒体及び家屋棟番号図の管理については、鍵のかかるキャビネットで保管する。
- e 本業務に当たる担当者は必要最小限とする。
- f 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。
- g 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理する。
- h 本業務終了後、当該個人情報を速やかに廃棄する。

(イ) 受託者の安全対策

- a 本市促進計画改定の業務は委託により実施するが、委託する相手はより安全性の高い事業者を選定する必要があることから、プライバシーマークの付与を受けており、かつ情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)の認証を得ている事業者とする。
- b 記録媒体及び家屋棟番号図の受渡しについては、直接手渡しにより行い、本市に借用等申請書を提出する。
- c 個人情報の保管及び管理について、管理責任者を定め、個人情報の紛失等の事故が生じないように入室制限を設けた部屋に施錠できる保管庫を設置し、保管及び管理をする。
- d 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。
- e ウイルス対策が施された専用のコンピュータのみで扱い、パスワードを設定し、あらかじめ指定した者のみがコンピュータでの処理をできるものとする。
- f 借用物については、業務終了後速やかに本市に返却する。コンピュータのハードディスク内のデータについては、消去し、データ消去証明書を本市に提出する。不要なメディア・機器を廃棄する場合は、復旧できないよう処理し、廃棄証明書を本市に提出する。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程並びにデータ保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2020年(令和2年)7月15日から2021年(令和3年)3月31日まで

(6) 添付資料

- ア 藤沢市耐震改修促進計画(概要版)
- イ 神奈川県耐震改修促進計画
- ウ 藤沢市耐震改修促進計画改定業務委託契約書(案)

- エ 藤沢市耐震改修促進計画改定業務委託仕様書（案）
- オ データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報をも本人以外のもから収集する必要性について

実施機関では、個人情報をも本人以外のもから収集する必要性について、次のように述べている。

今回の調査において収集する個人情報は、約46,750件が対象である。約46,750件にもおよぶ建築物の情報を本人から収集する場合には、時間、労力及び費用を莫大に費やすこととなることから、事務処理の効率性を著しく損ねないよう、資産税課が保有する家屋課税台帳等の情報を収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のもから収集する必要性が認められる。

(2) 個人情報をも本人以外のもから収集することに伴う本人通知の省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報をも本人以外のもから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

今回必要となる個人情報のデータ件数は約46,750件であり、通知すべき相手が多数である。通知する費用及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前の本人通知を省略する。

なお、建築物の所有者に対しては、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び家屋棟番号図から家屋の状況、用途等の個人情報を収集し利用する旨を広報ふじさわに掲載し、事前に周知する。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

今回必要となる個人情報は、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報の中からCSVデータで抽出した「2 実施機関の説明要旨」(2)ア(ア)の情報から項目を分析し、分析結果の地図上へのプロットを行う。これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑であり、分析及び集計を迅速に、かつ正確に行うため、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(4)エ(ア)の a から h ま
で及び(イ)の a から f までに示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

- a データ媒体の安全性を高めるための措置
(ア) a , (ア) b
- b データ媒体の紛失を防ぐための措置
(ア) d , (ア) g
- c 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできない
ようにするための措置
(ア) e
- d 利用後にデータを確実に消去するための措置
(ア) h
- e 日常的な安全対策
(ア) c , (ア) f

(イ) 受託者の安全対策

- a 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするた
めの措置
(イ) a
- b データ媒体の安全性を高めるための措置
(イ) b
- c 利用後にデータを確実に消去するための措置
(イ) f
- d 日常的な安全対策
(イ) c , (イ) d , (イ) e

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されている
と認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適
当であると認められる。

なお、適宜、受託者に履行状況の報告を求める、又は実地調査を
行う等により、業務の執行が契約どおり行われていることを確認す
ることを要望する。

以 上